

# 企画県土警察常任委員会資料

(平成23年12月14日)

[件名]

- 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について ..... 1  
(生活安全部生活安全企画課)
- 平成24年鳥取県警察嘱託警察犬・同指導手の嘱託について ..... 2  
(刑事部鑑識課)
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に  
関する基準を定める条例（仮称）の制定について ..... 3  
(交通部交通規制課)

警 察 本 部

## 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について

平成23年12月14日  
警 察 本 部  
(生活安全部生活安全企画課)

### 1 実施目的

年末及び年始における各種事件・事故や雑踏事故の発生を抑止するため、地域の実態に応じた警察活動を展開し、県民生活の安全と平穏を確保する。

### 2 実施期間

平成23年12月1日(木)から平成24年1月5日(木)までの36日間

#### (1) 第1期【広報啓発期間】 12月1日(木)から12月15日(木)までの間

- 犯罪被害防止及び交通事故防止のための広報啓発活動
- 関係機関・団体との連携強化による事件・事故防止のための防犯指導等

#### (2) 第2期【重点警戒期間】 12月16日(金)から12月31日(土)までの間

- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する立ち寄り警戒活動の強化
- 防犯ボランティア等との連携強化によるパトロール活動等街頭活動の強化

#### (3) 第3期【初詣等雑踏警戒期間】 1月1日(日)から1月5日(木)までの間

- 初詣等に伴う雑踏事故防止活動

### 3 県下一斉の活動

#### (1) 年金支給日における被害防止広報

12月15日(木)

振り込め詐欺防止を始めとする特殊詐欺被害の未然防止を図るため、金融機関において被害防止広報を実施

#### (2) 出動式の実施

12月16日(金)

警察本部及び全警察署において県下一斉に出動式を実施

### 4 ポスター、リーフレットの作製

年末年始の特別警戒取締りのポスター、リーフレットを作製して啓発

- ・ ポスター : B2版、1,000枚
- ・ リーフレット : A4版、10,000枚



### 5 各警察署における主な取組

- 防犯講習、巡回連絡等による振り込め詐欺等被害防止広報
- 防犯ボランティア等と協働した自転車の鍵掛け点検、地域パトロールの実施
- 金融機関、コンビニエンスストア、ぱちんこ景品交換所等に対する重点警ら
- 繁華街・飲食店街における粗暴犯等の警戒取締り
- 飲酒運転等の悪質交通違反取締り、初日の出暴走等に対する動向把握と取締り
- 年末・年始のイベント及び初詣等による雑踏事故防止

## 平成24年鳥取県警察囃託警察犬・同指導手の囃託について

平成23年12月14日  
警察本部  
(刑事部鑑識課)

### 1 囃託警察犬・同指導手の囃託

平成23年12月2日(金)、警察本部において「平成24年鳥取県警察囃託警察犬等囃託書交付式」を開催し、平成24年の囃託警察犬及び同指導手の囃託書を交付した。

#### ○ 囃託警察犬21頭 (臭気選別7頭, 足跡追及17頭)

犬種	囃託頭数	使役別	
		臭気選別	足跡追及
シェパード	12	4	11
ラブラドル・リトリバー	5	2	3
トイ・プードル	2		2
ドーベルマン	1		1
ボーダー・コリー	1	1	
計	21	7	17

#### ○ 囃託警察犬指導手13人 (うち女性4人)

### 2 警察囃託警察犬等審査会の実施

#### (1) 審査会実施日時・場所

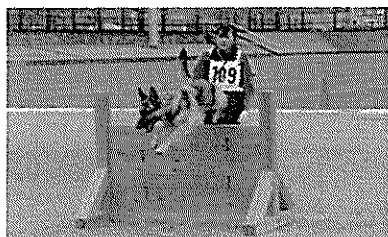
平成23年11月18日(金) 午前10時から午後5時までの間  
鳥取市布勢146番地1 コカ・コーラウエストスポーツパーク球技場

#### (2) 審査対象

- 囃託警察犬候補犬  
24頭
- 囃託警察犬指導手希望者  
14人(うち女性4人)

#### (3) 審査要領

- 服従審査  
犬の服従及び指導手の熟練度を審査するもので、脚側進行、物品持来等について審査
- 使役別審査
  - ・ 臭気選別  
選別台上に、仮装犯人の臭気布1枚と犯人の臭気とは別の誘惑臭気布4枚を置き、仮装犯人の臭気布を選び出す審査
  - ・ 足跡追及  
仮装犯人が歩行した経路を追及し、遺留物品の発見の有無等の審査



服従審査



臭気選別



足跡追及

### 3 その他

- (1) 現在の囃託状況  
囃託警察犬18頭、囃託警察犬指導手13人
- (2) 本年の出動状況 (12/1現在)  
25回 (事件5回、行方不明事案20回)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例  
(仮称)の制定について

平成23年12月14日  
警 察 本 部  
(交通部交通規制課)

1 制定する条例

(1) 条例名

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例(仮称)

(2) 制定に係る経緯

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(通称:地域主権一括法)」第162条により、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)第36条第2項」が改正。

(3) 施行期日

平成24年4月1日

(平成25年3月31日までの1年間、経過措置あり)

(4) 内容

バリアフリー重点整備地区内における信号機等に関する適合基準(国家公安委員会規則)

→ 条例に委任

- 信号機に関する基準
- 道路標識に関する基準
- 道路標示に関する基準

※ 本県におけるバリアフリー重点整備地区は、鳥取市、倉吉市、米子市の3市

2 今後の方針

- 関係者からの意見聴取、パブリックコメントの実施
- 平成24年度中に議会に提案
- 平成25年4月1日施行予定